

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
当日起休日には、
五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により告示する。

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十一年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。
平成二年五月十五日

目 次

- ◆告示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)
- 生活保護法による診療所等の廃止(〃)
- 土地改良区の役員の就退任(農村整備課)
- 土地調査の成果の認証(二件)(〃)
- 保安林の指定予定(造林課)
- 保安林の指定の解除予定(二件)(〃)
- 鳥取県松くい虫被害対策実施計画の変更(〃)
- 土地収用法による土地の立入り(二件)(管理課)
- 選挙管理委員会の招集
- ◆教委告示
- 臨時教育委員会の招集(総務課)
- ◆公安告示
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人中曾産科婦人科医院	米子市西福原七四〇一五	平成二年四月十日
医療法人社団提嶋外科クリニック	米子市上福原五七八一六	"
医療法人佐々木タク	西伯郡中山町田中六四六一一	"
医療法人社団松野医院	境港市京町三五	"
医療法人イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三	"
佐治村国民健康保険診療所(医科)	八頭郡佐治村大字加瀬木二一七一一二	平成二年四月十二日
飛田医院	日野郡溝口町溝口二四三一一	平成二年四月二十四日
菅医院	西伯郡大山町安原一〇五七一	"
三栄調剤薬局	鳥取市吉成二丁目一五四八	平成二年五月七日
神庭歯科医院	米子市旗ヶ崎七丁目一五一七	"
医療法人南家医院	境港市渡町一四八〇	"

鳥取県告示第四百八十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次とおり告示する。

平成二年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
中曾産婦人科医 院	米子市西福原七四〇一五	平成二年四月一日
提 ク ツ 提 嶋 外 科 クリニ ック	米子市上福原五七八一六	"
佐々木医院	西伯郡中山町田中六四六一一	"
岡垣駅前医院	鳥取市栄町五〇四	昭和六十三年四月二十一日
イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三	平成二年四月一日
タムラ医院	鳥取市瓦町一六一	平成元年十一月三十日
松野医院	境港市京三五	平成二年四月一日
飛田医院	日野郡溝口町溝口二四二	"
菅医院	西伯郡大山町安原一〇五七一	"
三栄調剤薬局	鳥取市吉成二丁目一五十四八	平成二年一月八日

南家医院

境港市渡町一四八〇

平成二年五月一日

鳥取県告示第四百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり湖山町瀬土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 田 中 正 夫	鳥取市湖山町南一丁目四七〇
星 見 昭 藏	湖山町西二丁目三四七
太 田 一 寿	湖山町南五丁目四四五
村 上 輝 明	湖山町南一丁目五〇三
上 田 吉 明	湖山町南五丁目三三〇
川 口 実	湖山町南一丁目三二九
田 中 力 雄	湖山町北一丁目五三一
下 伸 三	四〇四一
船 越 友 敬	湖山町西一丁目二〇二
鷲 見 美 佐 男	湖山町南一丁目九二二
猛	八八三

影井克博
平成二年四月一日退任

四五五

平成二年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 田中正夫	鳥取市湖山町南一丁目四七〇
星見昭藏	湖山町西二丁目三四七
太田一寿	湖山町南五丁目四四五
村上輝明	湖山町南一丁目五〇三
上田吉明	湖山町南五丁目三三〇
田中力雄	湖山町北一丁目五三一
松下伸三	湖山町南一丁目九二二
鷲見美佐男	湖山町西一丁目二〇二
船越友敬	湖山町南一丁目八八三
大谷猛	四五五
影井克博	九五五

平成二年四月二日就任 任期二年

鳥取県告示第四百八十八号
国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次とおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百八十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次とおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

調査を行つた者 の名称	調査を行つた時期	成 果 の 名 称	調査を行つた地 域	認証年月日
米子市	昭和六十三年度 及び平成元年度	米子市（夜見町 の一部）の地籍	米子市夜見 町の一部	平成二年 五月九日
図及び地籍簿				

調査を行つた者 の名称	調査を行つた時期	成 果 の 名 称	調査を行つた地 域	認証年月日
東伯郡 大栄町	昭和六十三年度 及び平成元年度	大栄町（大字亀 谷）の地籍図及 び地籍簿	東伯郡大栄 町大字亀谷	平成二年 五月九日

鳥取県告示第四百八十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成2年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

一、氣高郡青谷町大字早牛字ゴンゴ谷五六四から五六七まで、七五三の七五三の六から七五三の八まで、字音谷五六三、七七八、大字桑原字六郎谷九一六の一、九一六の八（次の図に示す部分に限る。）、九一六の一〇、字廣戸九一七の三、九一七の五（次の図に示す部分に限る。）、岩美郡国府町大字神垣字大地戸山五六八の一、五六八の二、五六九の一、五六九の二、五七〇から五七五まで、五七八、五七九、五八〇の一、五八一、五八九、五九〇の一、五九〇の二、五九二、五九四、五九五、五九七、六〇〇から六〇四まで、字松尾山西平六〇五から六〇八まで、字松尾西平六一〇、六一一の一、六一二の一、六一三、字松尾東平六一一、六一二、六二四、字松尾奥平六二六、字松尾谷東側六二七、六二九の一、字畠山五七六、字カシ谷五七六の一、五七七

- (1) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (1) 立木に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をことができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 指定の目的
 - (1) 水源のかん養
 - (2) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (3) 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十

六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

岩美郡福部村大字湯山字高濱二一六四の八一三(次の図に示す部分に
限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び福部村
役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高濱二一六四の八一三(次の図に示す部分に
限る。)
- 二 保安林として指定された目的
- 三 飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び福部村
役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百九十一号
 次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十
六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
 平成二年五月十五日

松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第四条第一
項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を変更したので、同
条第四項の規定により告示する。
 その関係書類は、鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局に備え
置いて縦覧に供する。

- 鳥取県告示第四百九十一号**
 次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十
六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
 平成二年五月十五日
- 鳥取県告示第四百九十二号**
 平成二年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百九十三号

- 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十二条第二項の規定に
基づき、次とのおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定に
一 解除予定に係る保安林の所在場所

より告示する。

平成二年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 事業の種類
中国電力株式会社

三 立ち入ろうとする土地の区域
鳥取市菖蒲地内

四 立ち入ろうとする期間
平成二年五月十五日から平成三年三月三十一日まで

一 起業者の名称
中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線宇田川線鉄塔化工事

三 立ち入ろうとする土地の区域
西伯郡名和町大字名和及び大字西坪地内

四 立ち入ろうとする期間
立ち入り入ろうとする期間

平成二年五月十五日から同年九月三十日まで

鳥取県告示第四百九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

平成二年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二年五月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一日時 平成二年五月十七日（木）午前十一時
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
三 議題 若桜町長選挙に係る審査申立てについて

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成2年五月十五日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一日時 平成2年五月二十一日（月）午後二時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 烏取県社会教育委員の任命について
- 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する

る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成2年五月十五日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司

遊技機の種類	型	式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	エクサム五	エクサム四	
	ゼスト		株式会社まさむら遊機
	ミラクルマシン二		
エキサイト麻雀六			
フランクシュマン七			
タイムトラベル			株式会社ニューギン